

入居前に家屋調査を希望される方は、お早めにご連絡ください。  
 ※年内に完成した家屋は、1月末日までの調査実施にご協力ください。



**【取り壊しをしたとき】**

家屋を取り壊したときは、年内に届出をしてください。年内に届出がないと、翌年度以降も課税されてしまうことがあります。  
 ※家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在に存在するものに課税されます。  
 ※取り壊した建物の用途や取り壊し状況により、土地における住宅用地の特例措置が受けられなくなる場合があります。

**【未登記家屋の所有者を変更したとき】**

登記されていない家屋の所有者が変更されたときは、年内に届出をしてください。  
 年内に届出がないと、翌年度以降も前の所有者に課税されてしまいます。  
 お忘れなく届出をしてください。

問 町民課 資産税係(内線2119)

**寒くなったら…  
 水道管の凍結にご注意ください**

水道環境課 業務係

**水道管を寒さから守ってあげてください!**

冬場に長期間留守にする場合や、気温が氷点下4℃以下になると、水道管が凍結しやすくなります。  
 屋外、北側で日が当たらないところ、風当たりの強いところ、水道管がむき出しになっているところは、特に注意が必要です。  
 早めに凍結防止の準備をお願いします。

**■水道管の凍結防止の方法は?**

「むき出し」になっている水道管や蛇口に、保温材・古い毛布・布きれなどを巻き付け、その上からビニールテープなどを巻いて凍結の防止をしてください。



**■水道管が凍ってしまったら…**

凍ってしまった部分に、タオルや布などをかぶせ、その上からゆっくりと「ぬるま湯」をかけてください。



なお、蛇口を開けてもすぐに水が出ない場合がありますが、そのような場合でも、蛇口は開けたままにせず、必ず閉め、自然に溶けるのを待ってください。

※熱湯を急にかけると、水道管や蛇口が破裂することがありますので、ご注意ください。

**■水道管が破裂してしまったら…**

直ちに水道メーターボックス内の止水栓を閉めて、水が止まったことを確認し、町指定水道工業者に連絡して修理してください。

なお、止水栓を閉めても、水が止まらない場合は、止水栓が故障していることもありますので、水道環境課までご連絡ください。



**八百津町内の指定水道工事業者**

- (株)土谷組 ☎43-0052
- (資)旭工務店 ☎43-0412
- 東光土建(株) ☎43-0182
- ミライズ(株) ☎43-2734
- 長谷川水務店 ☎43-0360
- 石井電機工業所 ☎43-0118
- 泉水道工業所 ☎43-3153
- (有)木原グリーンサービス ☎43-4447
- (有)イトウ管工 ☎43-0534
- (有)三光水道 ☎43-1534
- イドガスエナジー(株) ☎45-1007

問 水道環境課 業務係

(内線2122・2123)